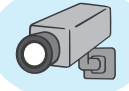


令和8年度 住宅防犯設備機器設置補助金を交付します

市では、物価高騰に対する消費下支えとして、自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力向上と安心して暮らせるまちづくりを推進するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用し、住宅防犯設備機器である防犯カメラおよび宅配ボックスを購入・設置する牛久市内の世帯に対し、最大2万円を交付します。

申請条件 市内に住所を有する方で市税等に滞納がなく、対象機器の購入・設置費用について、他の補助制度による補助を受けていないこと

補助対象機器 ^(※1)	補助金額
防犯カメラ  申請者自身の住宅に設置される録画機能付きのカメラ	補助対象機器の購入・設置費用(税込)の1/2まで^(※2)(上限2万円) ※1,000円未満は切捨て。 ※交付は1世帯あたり1回限り。複数台購入した場合はその金額の合計。
宅配ボックス  ダイヤル錠等の盗難対策の施された鍵付の宅配ボックス	

(※1) 市内に所在する店舗、または事業所において購入した新品(インターネット販売で購入したものを除く)であること。
 (※2) 次に掲げる費用は含めません…◆配送に係る経費 ◆商品券、割引券、クーポン券または販売店等のポイントで支払った経費

補助対象機器購入期間・申請期間

9月1日(火)～令和9年2月28日(日)

※購入期間外に対象機器を購入された場合は、補助の対象となりません。
 ※申請期間終了前に予算額(4,000万円)に達した時点で終了となります。
 ※交付申請の受付は先着順です。交付申請額の合計が予算の範囲を超えときは、その日に受け付けた全ての申請について同着とみなし、抽選となります。このため、最後の方の交付額は、申請満額に満たない場合があります。

★申請方法等の詳細は市ホームページをご確認ください▶



問 牛久市住宅防犯設備機器設置補助金コールセンター(市役所第3分庁舎1階) ☎0570-001133 (受付時間:月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

地域包括支援センターだより ささエール Vol.38

～要介護認定申請の流れ～

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。



介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります

① まずは相談

高齢福祉課や地域包括支援センターの窓口で、体の状態や、ご家庭の現在の状況をお話いただき、どのようなサービスを利用するのかを相談します。

② 要介護認定の申請 【申請窓口】高齢福祉課

申請は、本人のほか家族でもできます。地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設でも本人の代理で申請ができます。

【申請できる人】◆65歳以上の人 ◆40～64歳で特定疾病が原因となっている人(申請時に医療保険に加入していることを証明する書面が必要です)

③ 認定調査～判定

申請すると、認定調査員が自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る認定調査が行われ、合わせて市から主治医に意見書の作成を依頼します。その後、認定調査票と主治医意見書をもとに、介護認定審査会において公平な審査・判定が行われます。

【訪問調査を受ける時のポイント】

- ・本人だけでなく、介護している方が同席をする。
- ・24時間を通しての様子を伝える(夜間の様子なども伝える)

④ 認定(申請から1カ月ほどかかります)

介護や支援の必要性の有無、度合いによって「要介護度」(非該当、要介護1～5、要支援1～2)が決まります。要介護度によって利用できるサービスが異なります。

要介護認定に該当しない方向けの介護予防のためのサービスもあります。介護が必要になる前の、元気なうちからお気軽にご相談ください。また、日常生活に支援が必要になったり、認知症の疑いがあるなど、日常生活がこれまでのように過ごせないと感じた時にも、まずは地域包括支援センターへご相談ください。



▲詳しくは市HPへ

ご相談はこちら ▶ 牛久市地域包括支援センター ☎878-5050、牛久市地域包括支援センター博慈園 ☎871-5110